

# 無利息型普通預金

2021年4月1日現在

項目	内 容
商品名	無利息型普通預金（決済用預金）
販売対象	・個人、法人、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
期 間	・期間の定めはありません。
預 入	
（1）預入方法	・随時預入
（2）預入金額	・1円以上
（3）預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻します。
利 息	・無利息
税 金	・無利息のため税金はかかりません。
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当組合が定める手数料をいただきます。 ※詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください。
付加できる 特約条項	・個人のもものは「総合口座」による当座貸越ができます。 当座貸越は担保定期預金の90%最高200万円まで利用可（1,000円未満切捨て） 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.8%を上乗せした利率となります。 ・マル優の対象商品ではありません。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	—
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・別表（※）の通り受付しております。 ※別表「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払いにご利用いただけます。</li> <li>・普通預金（または総合口座）から無利息型普通預金に変更された場合、変更までに付利する普通預金利息は変更日にお支払いします。</li> <li>・預金保険制度の対象預金であり、全額保護されます。</li> </ul> ≪決済用預金の定義（預金保険法第51条の2第1項）≫ <ol style="list-style-type: none"> <li>①利息が付されていないものであること</li> <li>②預金者がいつでも払戻しを請求できること</li> <li>③決済サービスを提供できること</li> </ol> 以上3条件を満たす預金をいいます。